

アルー株式会社

証券コード：7043

# 第18期 招集ご通知

定時株主総会

日時

2021年3月26日（金曜日）  
午前10時（受付開始 午前9時30分）

場所

東京都千代田区九段北一丁目13-5  
ヒューリック九段ビル2階  
本社 カンファレンスルーム

議決権行使期限

2021年3月25日（木曜日）  
午後5時まで

# alue

## 目次

第18期定時株主総会招集ご通知	1
[ 添付書類 ]	
事業報告	2
連結計算書類	19
計算書類	22
監査報告書	25
株主総会参考書類	30
<b>第1号議案</b> 定款一部変更の件	
<b>第2号議案</b> 補欠監査役1名選任の件	

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本年の株主総会へのご出席はお控えいただき、同封の議決権行使書用紙による議決権行使を行っていただきますようお願い申し上げます。

株主各位

東京都千代田区九段北一丁目13番5号

アルー株式会社

代表取締役社長 落合文四郎

### 第18期 定時株主総会 招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第18期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年3月25日（木曜日）午後5時までには到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2021年3月26日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
  2. 場 所 東京都千代田区九段北一丁目13番5号 ヒューリック九段ビル2階  
本社カンファレンスルーム
  3. 目的事項  
報告事項
    1. 第18期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
    2. 第18期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- |       |             |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件    |
| 第2号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

以上

◎会場が前回と異なっておりますので、裏表紙記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

◎当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席の方へのお土産のご用意はございません。予めご了承ください。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」「計算書類の個別注記表」につきましては法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.alue.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載しておりません。

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.alue.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告  
〔2020年1月1日から〕  
〔2020年12月31日まで〕

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的な拡大に伴い、各国への渡航制限が実施される中、日本国内では、4月に発出された緊急事態宣言が解除された以降も、感染症拡大の防止策を多数講じているにも関わらず、感染症の収束時期は未だ予測できないため、経済の先行きが不透明な状況が続いております。

また、国内の人材育成を取り巻く環境は、従来の大人数で集合し一斉に研修を実施する形態の集合研修は、感染拡大防止の観点から実施を見送られることが多くなっており、インターネットを活用した研修の形式に注目が集まっております。

このような環境の中、当社グループでは、オンラインでの研修実施への移行を急速に進め、eラーニングの拡充やLMS(ラーニングマネジメントシステム)の販売拡大に努めるなど、「夢が溢れる世界のために、人のあらゆる可能性を切り拓きます - all the possibilities -」というMissionのもと、新しい働き方に合わせた人材育成のDX(デジタルトランスフォーメーション)を推進してまいりました。

なお、当社グループは、人材育成事業の単一の報告セグメントであります。経営成績の概況についてはセグメントに代えてサービス別に記載しております。

<教室型研修>

教室型研修の当連結会計年度における売上高は、上半期において、顧客の新人研修の実施が集中し毎期大きく売上が上がる4月に緊急事態宣言が発出されたことにより、教室研修の実施の延期や見送りが相次ぎ売上が減少いたしました。一方で、新型コロナウイルス感染症の拡がりの影響を受け、テレワークに代表される新しい働き方が急速に浸透し、研修のオンラインでの実施や、eラーニングの注目度が大きく高まったことで、下半期の売上高は好調に推移いたしました。

以上の結果、教室型研修の売上高は、1,394,266千円(前連結会計年度比26.9%減)となりました。

<グローバル人材育成>

グローバル人材として必要なマインドやスキルの習得を促すため、海外現地での研修を実施している海外派遣型研修やビジネス英会話サービスの「ALUGO」を提供している

グローバル人材育成の売上高は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う渡航制限や現地での移動制限の影響を受け、前連結会計年度の売上高を下回ることとなりました。

以上の結果、グローバル人材育成の売上高は、139,730千円(前連結会計年度比67.5%減)となりました。

#### <海外教室型研修>

当社の子会社が現地法人向けに教室型研修を提供している海外教室型研修の当連結会計年度における売上高は、グローバル人材育成と同様に渡航制限や現地での移動制限の影響を受け、前連結会計年度の売上高を下回ることとなりました。

以上の結果、海外教室型研修の売上高は、74,591千円(前連結会計年度比40.4%減)となりました。

#### <etudes>

クラウド型eラーニングシステム「etudes」の当連結会計年度における売上高は、教室型研修と同様に新型コロナウイルス感染症の拡がりによる新しい働き方の浸透が、人材育成のDXを促し、eラーニング等の受講状況の管理や、効果測定等が可能なLMS(ラーニングマネジメントシステム)への注目度が増したことで好調に推移いたしました。

以上の結果、「etudes」サービスの売上高は、211,037千円(前連結会計年度比360.4%増)となりました。

これらの結果、当社グループの当連結会計年度における売上高は、1,819,626千円(前連結会計年度比27.5%減)と前連結会計年度に比べ690,307千円の減少となりました。

当連結会計年度における売上原価は、etudesの事業拡大に伴う人件費やサーバー等に係る費用の増加があった一方、オンラインでの研修実施の拡大により、納品に伴う旅費交通費や、教材のデジタル化による印刷外注費の減少等により全体的な原価率の低減がありました。当連結会計年度における原価率の低下は、人材育成のオンライン化に伴う低減効果が大きいと認識しており今後も継続するものと考えております。

販売費及び一般管理費においては、海外拠点の組織体制の見直しによる固定費の減少や、テレワークの推進による通勤費や営業目的での旅費交通費の低減がありました。

これらの結果、当社グループの当連結会計年度における営業損失は、218,750千円と前連結会計年度に比べ384,610千円の減少となり、経常損失は、216,934千円と前連結会計年度に比べ377,743千円の減少となりました。

また、当連結会計年度においては、特別利益及び特別損失を計上しており、生命保険の解約に伴う保険解約返戻金として7,570千円を特別利益に計上しております。また、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受け、事業整理損として、海外の事業規模の見直しを行ったことによる費用を11,952千円、新型コロナウイルス感染症による損失として、感染症の拡大の影響による政府の緊急事態宣言の発出を受け、集合形式での教室型研修の実施を見送るケースによる外部講師に対するキャンセル費用等を20,663千円、投資目的で保有していた有価証券を新型コロナウイルス感染症による影響を勘案し評価した結果、投資有価証券評価損として14,999千円を特別損失へ計上しております。

これらの結果、当社グループの当連結会計年度における親会社株主に帰属する当期純損失は、191,464千円と前連結会計年度に比べ307,192千円の減少となりました。

なお、当事業年度の期末配当につきましては、誠に遺憾ながら無配とさせていただきたいと存じます。株主の皆様には、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

## (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は、24,090千円(無形固定資産を含む)となりました。主な内訳は、管理職向け研修の教材コンテンツ制作となります。

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に、新型コロナウイルス感染症拡大に備えた資金及び当社グループの所要資金として金融機関より長期借入金として1,100百万円の資金調達を行いました。その他増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

#### (4) 財産及び損益の状況

項目 \ 期別	第15期 (2017年12月期)	第16期 (2018年12月期)	第17期 (2019年12月期)	第18期 (2020年12月期)
売上高	1,913,425千円	2,305,307千円	2,509,933千円	1,819,626千円
経常利益又は 経常損失 (△)	129,307千円	152,981千円	160,808千円	△216,934千円
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)	75,811千円	95,980千円	115,728千円	△191,464千円
1株当たり 当期純利益又は当期純損失 (△)	35.00円	43.92円	45.68円	△75.94円
総資産	975,784千円	1,415,711千円	1,283,814千円	1,945,584千円
純資産	419,589千円	998,719千円	1,055,125千円	844,345千円
1株当たり純資産	193.69円	390.98円	419.07円	334.58円

- (注) 1. 当社では、第16期より連結計算書類を作成しているため、第15期については連結財務諸表の数値を記載しております。
2. 1株当たり当期純利益又は当期純損失は期中平均株式数により、1株当たり純資産は期末発行済株式数により算出しております。
3. 当社は2018年9月11日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益又は当期純損失を算定しております。

#### (5) 重要な親会社及び子会社の状況

##### a. 親会社の状況

該当事項はありません。

##### b. 子会社の状況

名称	出資比率	主要な事業内容
艾陸企業管理諮詢(上海)有限公司 (中国)	100%	人材育成事業
Alue India Private Limited (インド)	100%	人材育成事業
ALUE SINGAPORE PTE. LTD. (シンガポール)	100%	人材育成事業
ALUE PHILIPPINES INC. (フィリピン)	100%	人材育成事業
ALUE TRAINING CENTER, INC. (フィリピン)	40.0%	人材育成事業

- (注) ALUE TRAINING CENTER, INC.は、当社の出資比率は40.0%であります。支配力基準の適用により連結子会社としております。

## (6) 対処すべき課題

当社は、「夢が溢れる世界のために、人のあらゆる可能性を切り拓きます- all the possibilities -」というMissionに基づき、様々な業界、企業で活躍する人材を人材育成事業によって支援しております。

多くの企業において人材育成の必要性は認知されており、市場規模は安定的ではあるものの、投資対効果が見えづらいために、大きく成長する市場ではありませんでした。しかし、労働人口の長期的な減少を背景とした、労働生産性向上のニーズの高まりや、AI技術の革新による人の付加価値向上ニーズによって人材育成業界への期待は高まっています。この期待に応えるには『育成の成果』を明らかにし、より大きな投資に見合うサービスであるという認知の獲得が必要と考えております。

また、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的な拡大に伴い、対面を要しないオンラインでの研修やeラーニングへの注目は高まっており、今後も需要は拡大していくものと認識しております。

そのような状況下で、オンライン研修からeラーニング、LMS(ラーニングマネジメントシステム)を総合的に提供する当社デジタル教材の拡大は、今後の事業成長や企業価値の向上にとって大変重要な課題であると認めております。

以上のことから対策として以下の施策を実施してまいります。

### 1. デジタル教材の拡大

新型コロナウイルス感染症の拡大により当社も当連結会計年度の業績は大きく影響を受けました。一方で、これまで一斉に集合して実施していた教育研修のあり方が見直され、オンラインにて複数の拠点にまたがった研修開催が増加したほか、時間や場所を選ばないeラーニングやシステムにて学習管理を行うLMS（ラーニングマネジメントシステム）への注目も高まっております。

そのため当社は、etudesを中心に、オンライン研修、eラーニングなどを総合的に提供するデジタル教材について積極的に投資及び拡大を行い、事業の成長に取り組んでまいります。

### 2. 研修テーマの拡充

オンライン研修を導入する企業が増加している流れを受け、当社はこれまでの既存顧客の他、新規取引先企業からの問い合わせも増しております。これまでの当社の強みである

新人・中堅向けの研修テーマにとらわれず、取引先企業のニーズを幅広く確実に満たせるよう、管理職・経営層向けの研修や、海外での顧客人材の活躍をサポートするグローバルリーダー向けの研修など、研修テーマの拡充を行い、顧客の人材育成をフルサポートする体制の構築に注力してまいります。またそれにより、販路拡大やクロスセルの実施に取組み事業拡大を図ってまいります。

### 3. 育成成果施策

当社は投資対効果を明らかにする育成の成果の可視化だけでなく、育成の成果を最大化するために、蓄積された測定データを活用し、顧客企業ごとに最適化されたサービス提供が必要と考えてまいりました。

そのために当社は、顧客ニーズに沿ったカスタマイズが必須であると考え、カスタマイズチームを持ち、蓄積されたノウハウやデータを活用して、顧客企業の課題を解決する育成ソリューションを今後も提供してまいります。

研修後、職場において受講生が自分の力で経験から学習し、成長を続ける力である自己成長力を高めることを目的とした WEB サービスの「自己成長力支援サービス」や、研修後の行動実践を促して振り返りによる改善を支援し、受講生・運営管理者にとっての「手軽さ」を追求した WEB サービスである「アクションプラン実践支援サービス」など、顧客企業ごとに個別最適化された育成ソリューションを通し、育成の成果の最大化を実現するためにソリューションに対する研究開発活動を継続してまいります。

### 4. 内部管理体制の強化とコーポレート・ガバナンスの充実

当社グループは、持続的な成長と企業価値の向上のため、内部管理体制の充実が不可欠であると認識しており、役職員のコンプライアンス意識の向上、当社連結子会社ならびに各事業の取引態様に即した内部管理体制を構築するなど、コーポレート・ガバナンス体制の強化に取り組んでまいります。

今後は、上記に加え、情報セキュリティ関連システムを中心にデータを安全で効率的に管理する体制の強化を更に進めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(7) 主要な事業内容

法人顧客の従業員に対する、「人材育成事業」を行っております。

(8) 主要な営業所（2020年12月31日現在）

名称	所在地
本社	東京都千代田区九段北一丁目13番5号
関西支社	大阪府大阪市北区中之島二丁目3番18号
名古屋支社	名古屋市中区錦二丁目19番1号
艾陸企業管理諮詢(上海)有限公司（中国）	中華人民共和国上海市
Alue India Private Limited（インド）	Gurugram Haryana India
ALUE SINGAPORE PTE. LTD.（シンガポール）	NORTH BRIDGE RD Singapore
ALUE PHILIPPINES INC.（フィリピン）	Makati City Philippines
ALUE TRAINING CENTER, INC.（フィリピン）	Makati City Philippines

(9) 従業員の状況（2020年12月31日現在）

期末従業員数	前連結会計年度末比増減
163名	30名減

(注) 上記従業員数には、使用人兼取締役及び臨時雇用者数（パートタイマー及び派遣社員）は含まれておりません。

(10) 主要な借入先（2020年12月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	352,654千円
株式会社三菱UFJ銀行	338,341千円
株式会社りそな銀行	170,000千円
株式会社商工組合中央金庫	93,500千円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（2020年12月31日現在）

### 株式の状況

- |             |      |            |
|-------------|------|------------|
| a. 発行可能株式総数 | 普通株式 | 8,000,000株 |
| b. 発行済株式の総数 | 普通株式 | 2,554,400株 |
| c. 株主数      |      | 1,410名     |
| d. 大株主      |      |            |

株主名	持株数	持株比率
落合文四郎	802,000株	31.8%
株式会社フォーティシックス	442,200株	17.5%
池田祐輔	90,500株	3.6%
アルー社員持株会	84,743株	3.4%
新井友行	67,300株	2.7%
稲村大悟	64,000株	2.5%
楽天証券株式会社	46,700株	1.9%
株式会社SBI証券	42,168株	1.7%
平野幸子	30,822株	1.2%
伊藤孝郎	29,000株	1.1%

- (注) 1. 当社は自己株式30,800株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。  
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。  
 3. 小数点第1位未満を四捨五入して表示しております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において、当社役員及び従業員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

新株予約権の名称	第5回新株予約権	第6回新株予約権
発行決議日	2016年12月22日	2017年12月19日
新株予約権の対象者	当社の取締役及び従業員	当社の取締役及び従業員
新株予約権の数	506個	146個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	当社普通株式 50,600株	当社普通株式 14,600株
新株予約権の払込金額	無償	無償
権利行使時1株当たりの行使金額	500円	500円
権利行使期間	2018年12月23日から 2026年12月22日まで	2019年12月20日から 2026年12月22日まで
新株予約権の行使の条件	(注1)	(注1)
役員の保有状況	対象者	取締役(注2)
	新株予約権の数	420個
	保有者数	1人

(注) 1. 行使の条件は以下のとおりです。

- ①対象者が、権利行使時においても当社及び当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。
  - ②前号のほか、権利行使の条件については新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で個別に締結した新株予約権割当契約に定めるところによる。
2. 社外取締役及び監査役は新株予約権を保有しておりません。
3. 当社は2018年9月11日付で普通株式1株につき普通株式100株とする株式分割を行っており、上記記載の「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「権利行使時1株当たりの行使金額」は調整後の内容となっております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の状況（2020年12月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	落合文四郎	執行役員 商品開発部長
取締役	池田祐輔	執行役員 社長室長
取締役	稲村大悟	執行役員 コーポレート部長 兼グローバルHRコンサルティング部長
取締役	西立野竜史	株式会社NEUTRON 代表取締役社長
監査役	神沢學	
監査役	富永治	公認会計士富永治事務所 所長
監査役	和田健吾	株式会社エイ・アイ・パートナーズ 代表取締役 エイ・アイ・パートナーズ税務会計事務所 代表 株式会社じげん 監査役

- (注) 1. 取締役西立野竜史は、社外取締役であります。
2. 監査役神沢學、富永治及び和田健吾は、社外監査役であります。
3. 当社は取締役西立野竜史、監査役神沢學、富永治及び和田健吾を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役神沢學は、上場企業において、長年の経理経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。監査役富永治は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。和田健吾は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社では、業務執行をより機動的に行い、経営効率の向上を図るために執行役員制度を導入しております。上記の取締役兼執行役員を除く執行役員は1名で高木康平です。

##### (2) 責任限定契約に関する事項

当社は社外取締役および監査役全員と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償限度額は、同法第425条第1項で定める額を損害賠償責任の限度としております。

### (3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

#### a. 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	支給人員	基本報酬	業績連動報酬	譲渡制限付 株式報酬	合計
取締役 (社外取締役を除く)	3名	53,016千円	－千円	1,664千円	54,680千円
社外取締役	1名	4,800千円	－千円	－千円	4,800千円
社外監査役	3名	14,208千円	－千円	－千円	14,208千円
合計	7名	72,024千円	－千円	1,664千円	73,688千円

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2017年3月29日開催の定時株主総会において、年額100,000千円以内（うち社外取締役分20,000千円以内）と決議されております。
2. 監査役の報酬限度額は、2017年3月29日開催の定時株主総会において、年額20,000千円以内と決議されております。
3. 取締役の譲渡制限付株式報酬限度額は、2020年3月27日開催の定時株主総会において、上記の基本報酬の金銭とは別枠で年額10,000千円以内と決議されております。
4. 譲渡制限付株式報酬の額は、株式報酬費用として当事業年度に費用計上した額です。
5. 譲渡制限付株式報酬の支給対象人員は2名です。

## b. 役員報酬の額の決定に関する方針及びその算定方法

### (役員報酬等に関する基本方針)

当社の役員報酬については、事業を成長させる優秀な経営人材を確保できる報酬水準であること、役員成果創出にコミットメントする動機づけを高める報酬体系であること、報酬の決定プロセスは客観的で透明性の高いものとするを基本方針としております。

### (社内取締役の報酬等の算定方法及び決定に関する方針)

当社の社内取締役の報酬の算定方法及び決定に関する方針は、基本方針を基に外部のデータベースサービスをもとに国内の同業種や同規模企業の役員報酬水準をベンチマークとしたうえで、別途定める報酬テーブルに準じて決定した金銭を基本報酬として、同様に譲渡制限付株式を長期のインセンティブとして、報酬テーブルに個々の成果に応じた評価を反映した金銭を業績連動報酬として支給することとしております。業績連動報酬については、当社事業の成果が測りやすく、透明性や客観性があることから単年度の連結営業利益を評価指標として設定しております。

報酬構成のイメージは以下のとおりです。

	支給方法	業績連動指標
基本報酬	金銭	—
業績連動報酬	金銭	単年度連結営業利益
譲渡制限付株式報酬	譲渡制限付株式	—

報酬の決定に関しては、上記方針により算定される金額について取締役会より代表取締役社長落合文四郎に一任され、監査役会の意見を踏まえたうえ決定されることとしております。

### (社外取締役の報酬)

独立性を確保する観点から、業績連動報酬及び譲渡制限付株式報酬は導入せず、基本報酬のみとし、代表取締役社長落合文四郎に一任され、監査役会の意見を踏まえたうえ決定されることとしております。

### (監査役の報酬)

取締役の監督にあたる役割であり、その職務に鑑みて業績連動報酬及び譲渡制限付株式報酬は導入せず、基本報酬のみとし、監査役会において協議の上決定されるものとしております。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### a. 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	兼職先	兼職内容	当社との関係
取締役	西立野竜史	株式会社 N E U T R O N	代表取締役社長	特別の関係はありません。
監査役	富永 治	公認会計士富永治事務所	所 長	特別の関係はありません。
監査役	和田 健吾	株式会社エイ・アイ・パートナーズ	代 表 取 締 役	特別の関係はありません。
		エイ・アイ・パートナーズ 税 務 会 計 事 務 所	代 表	
		株 式 会 社 じ げ ん	監 査 役	

##### b. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	西立野竜史	当事業年度中に開催された取締役会19回のうち全て出席し、主に出身分野である戦略コンサルティングファームを通じて培ったコンサルタントとしての経験と経営に関する幅広い知見から適宜発言を行っております。
監査役	神沢 學	当事業年度中に開催された取締役会19回のうち全て、監査役会17回のうち全て出席し、主に上場企業における長年の経理、監査の経験と専門的知見から適宜発言を行っております。
監査役	富永 治	当事業年度中に開催された取締役会19回のうち全て、監査役会17回のうち全て出席し、主に公認会計士として培ってきた豊富な経験と専門的知見から適宜発言を行っております。
監査役	和田 健吾	当事業年度中に開催された取締役会19回のうち全て、監査役会17回のうち全て出席し、主に公認会計士および税理士として培ってきた豊富な経験と専門的知見から適宜発言を行っております。

#### 5. 会計監査人に関する事項

##### 会計監査人の状況

##### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

## (2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	
イ. 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	20,250千円
ロ. 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	一千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,250千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、イ. の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

## (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

### (1) 業務の適正を確保するための体制

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - a. 取締役及び使用人が法令や社会的規範を遵守し、事業活動を遂行するための行動規範として、「リスク・コンプライアンス規程」を定め、法令遵守の徹底を図る。
  - b. 法令及び定款等の遵守体制の確立、維持、向上のための活動を推進する「リスク・コンプライアンス等管理委員会」を設置する。
  - c. 取締役及び使用人に対して継続的なコンプライアンス教育を実施する他、社内イントラネットへ規程やマニュアル等を掲示し、遵守すべき法令及び定款等の周知徹底、コンプライアンス体制の整備、充実を図る。
  - d. 内部通報制度を整備し、取締役及び使用人が報告、相談できる内部通報窓口を社内及

び社外に設置し、法令違反及び不正行為等を早期に把握、改善し、再発防止に取り組む。

- e. 内部監査部門は、「内部監査規程」に基づき、当社及び子会社における業務遂行及びコンプライアンスの遵守状況を監査し、監査結果を代表取締役社長に報告する。
  - f. 反社会的勢力への対応について、方針及び規程を定め、警察、弁護士等の外部専門機関と連携し、反社会的勢力との一切の関係を遮断するための組織体制を確保する。
  - g. 財務報告の信頼性を確保するために、内部統制体制を整備するとともに、継続的にその有効性を評価し、維持、改善を行う。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- a. 取締役の職務執行に係る文書、その他重要な情報は、法令及び当社の「文書管理規程」、「情報セキュリティ規程」等に基づき、文書又は電子媒体に記録し、保存及び廃棄する。
  - b. 文書、情報の管理責任部署は、社内規程の定めるところとし、取締役及び監査役は、これらの情報、文書を常時閲覧できる。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- a. リスクマネジメント体制の確立・維持・向上のため、「リスク・コンプライアンス規程」を制定し、リスク・コンプライアンス等管理委員会を設置する。
  - b. リスク・コンプライアンス等管理委員会は、全社的なリスクを統括的に管理し、想定されるリスクの特定、評価を行い、対策を講じるリスク及び対応部署を決定し、組織的対応を推進する。
  - c. 緊急事態が発生した場合は、「リスク・コンプライアンス規程」に基づき、対策本部を設置し、迅速かつ適切な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整備する。
  - d. 内部監査部門は、当社及び子会社におけるリスク管理体制を監査し、監査結果を代表取締役社長に報告する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a. 原則として、月1回取締役会を開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令及び定款並びに「取締役会規程」に定められた重要事項の意思決定を行う。
  - b. 取締役は、取締役会において定めた中期経営計画、単年度予算、重要事項に基づき、適正かつ効率的に職務執行を行い、進捗状況を取締役会へ報告する。
  - c. 取締役会における意思決定を迅速に行うために、取締役及び取締役会で選任された執行役員は、取締役会において決定した方針に基づき、経営に関する重要な事項につい

- て、事前に十分な検討を行う。
- d. 「取締役会規程」、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務分掌規程」等を定め、職務執行の範囲及び責任権限を明確にする。
5. 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
    - a. 総合的な事業の発展を図るために、「関係会社管理規程」において、関係会社に関する管理上の基本事項を定め、管理を行うとともに、状況に応じて、取締役及び監査役を派遣し、経営状況の把握、業務の適正を推進する。
    - b. 子会社を統括する所管部門を設置し、経営目標を達成できるよう管理指導を行い、一定の職務執行については、「関係会社管理規程」に基づき、当社の承認又は報告を行う体制とする。
    - c. 子会社は、所管部門の指導の下、職務執行を適正かつ効率的に行える体制を整備する。
    - d. 監査役及び内部監査部門は、子会社の監査を実施し、適宜改善指導等を行う。
  6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
    - a. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、代表取締役社長は、監査役の指揮、監督の下、職務を執行する専任の補助使用人を選任する。
    - b. 監査役の補助使用人の人事異動・人事評価・懲戒処分は、監査役の承認を要する。
  7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
    - a. 当社及び子会社の取締役及び使用人は、法令及び規程に定められた事項の他、監査役からの要請に応じて報告及び情報提供を行う。
    - b. 監査役は、取締役会、経営会議の他、重要な会議への出席、稟議書等の業務執行に関する重要な文書の閲覧により、職務の執行状況の把握及び報告を受けるものとし、適宜監査役会へ報告する。
    - c. 監査役への報告、相談を行ったことを理由として、当社及び子会社の取締役及び使用人に対して、不利益な取扱いがされないことを徹底する。
  8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
    - a. 監査役は、原則として月1回監査役会を開催する他、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査役相互の情報共有、協議を行う。
    - b. 監査役は、代表取締役社長と定期的な意見交換を行うとともに、会計監査人、内部監査部門と相互に緊密な連携及び情報交換を行い、監査の有効性と効率性の確保を図る。

- c. 監査役が職務の執行に係る費用の前払いまたは償還等の請求をした時は、当該請求に係る費用又は監査役の職務の執行に必要なではないことが明らかな場合を除き、当社が負担する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しておりますが、当事業年度（2020年1月1日から2020年12月31日まで）において、その基本方針に基づき以下の具体的な取組みを行っております。

1. 主な会議の開催状況として、取締役会は19回開催され、取締役の職務遂行の適法性を確保し、取締役の職務遂行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役がすべてに出席いたしました。その他、監査役会は17回、リスク・コンプライアンス等委員会は5回開催いたしました。
2. 監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、内部監査担当、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。
3. 内部監査担当は、内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び業務の監査、財務報告に係る内部統制の評価を実施いたしました。

## 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保の充実を図りつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。当事業年度においては、当期純損失を計上したことにより、誠に遺憾ではありますが、取締役会にて期末配当を無配とする決議をさせていただきました。なお、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を取締役会の決議によって毎年6月30日を基準日として行うことができる旨を定款に定めておりますが、期末配当の年1回を基本方針としております。

## 8. 会社の支配に関する基本方針

特筆する事項はありません。

---

本事業報告に記載の金額及び株式数並びに比率は、表示単位未満を切捨てております。

連結貸借対照表  
(2020年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>1,694,793</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>432,119</b>
現金及び預金	1,293,798	買掛金	24,196
売掛金	327,145	1年内返済予定の長期借入金	287,408
仕掛品	334	未払金	48,437
その他	73,515	未払費用	17,146
<b>固 定 資 産</b>	<b>250,790</b>	未払法人税等	464
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>21,902</b>	前受金	16,518
建物附属設備	29,473	その他	37,947
減価償却累計額	△12,583	<b>固 定 負 債</b>	<b>669,119</b>
建物附属設備(純額)	16,890	長期借入金	667,087
その他	36,330	その他	2,032
減価償却累計額	△31,319	<b>負 債 合 計</b>	<b>1,101,239</b>
その他(純額)	5,011	純 資 産 の 部	
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>69,804</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>825,978</b>
ソフトウェア	14,743	資本金	365,280
のれん	22,893	資本剰余金	345,280
その他	32,167	利益剰余金	147,012
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>159,083</b>	自己株式	△31,595
差入保証金	57,251	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>18,366</b>
繰延税金資産	93,782	為替換算調整勘定	18,366
その他	8,050	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>844,345</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>1,945,584</b>	<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>1,945,584</b>

# 連結損益計算書

〔2020年1月1日から  
2020年12月31日まで〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		1,819,626
売上原価		812,602
売上総利益		1,007,023
販売費及び一般管理費		1,225,774
営業損失		218,750
営業外収益		
受取利息	610	
受取手数料	165	
助成金収入	7,936	
その他の	315	9,027
営業外費用		
支払利息	4,843	
為替差損	2,368	7,212
経常損失		216,934
特別利益		
保険解約返戻金	7,570	7,570
特別損失		
新型コロナウイルス感染症による損失	20,663	
投資有価証券評価損	14,999	
事業整理損	11,952	47,615
税金等調整前当期純損失		256,980
法人税、住民税及び事業税	3,277	
法人税等調整額	△68,792	△65,515
当期純損失		191,464
親会社株主に帰属する当期純損失		191,464

## 連結株主資本等変動計算書

〔2020年1月1日から  
2020年12月31日まで〕

(単位：千円)

	株 主 資 本					その他の包括利益累計額		純資産合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計	
2020年1月1日残高	365,280	345,280	358,741	△37,545	1,031,757	23,368	23,368	1,055,125
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当			△17,624		△17,624			△17,624
親会社株主に帰属 する当期純損失(△)			△191,464		△191,464			△191,464
自己株式の処分		△2,639		5,949	3,310			3,310
自己株式処分差損の振替		2,639	△2,639		—			—
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					—	△5,001	△5,001	△5,001
連結会計年度中の変動額合計	—	—	△211,728	5,949	△205,778	△5,001	△5,001	△210,780
2020年12月31日残高	365,280	345,280	147,012	△31,595	825,978	18,366	18,366	844,345

貸借対照表  
(2020年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>1,583,844</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>418,213</b>
現金及び預金	1,200,104	買掛金	24,196
売掛金	316,056	1年内返済予定の長期借入金	287,408
仕掛品	334	未払金	46,461
前払費用	24,630	未払費用	15,092
その他	42,718	前受金	10,575
<b>固 定 資 産</b>	<b>347,886</b>	預り金	12,902
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>18,190</b>	その他	21,577
建物附属設備	24,590	<b>固 定 負 債</b>	<b>669,119</b>
減価償却累計額	△9,834	長期借入金	667,087
建物附属設備(純額)	14,755	その他	2,032
工具、器具及び備品	21,082		
減価償却累計額	△17,647	<b>負 債 合 計</b>	<b>1,087,332</b>
工具、器具及び備品(純額)	3,434	純 資 産 の 部	
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>65,709</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>844,397</b>
ソフトウェア	14,743	資本金	365,280
のれん	22,893	資本剰余金	345,280
その他	28,072	資本準備金	345,280
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>263,986</b>	利益剰余金	165,431
関係会社株式	109,367	その他利益剰余金	165,431
出資金	50	繰越利益剰余金	165,431
差入保証金	52,786	自己株式	△31,595
繰延税金資産	93,782	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>844,397</b>
その他	8,000	<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>1,931,730</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>1,931,730</b>		

損益計算書  
〔2020年1月1日から  
2020年12月31日まで〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		1,745,034
売 上 原 価		856,863
売 上 総 利 益		888,170
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,119,099
営 業 損 失		230,928
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	11	
助 成 金 収 入	6,793	
そ の 他	211	7,016
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	4,833	
為 替 差 損	1,354	6,187
経 常 損 失		230,100
特 別 利 益		
保 険 解 約 返 戻 金	7,570	7,570
特 別 損 失		
新型コロナウイルス感染症による損失	20,663	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	14,999	
そ の 他	723	36,387
税 引 前 当 期 純 損 失		258,917
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,246	
法 人 税 等 調 整 額	△72,250	△71,003
当 期 純 損 失		187,913

# 株主資本等変動計算書

〔2020年1月1日から  
2020年12月31日まで〕

(単位：千円)

	株 主 資 本							純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金			
					繰 越 利 益 剰 余 金			
2020年1月1日残高	365,280	345,280	—	345,280	373,609	△37,545	1,046,625	1,046,625
事業年度中の変動額								
剰余金の配当					△17,624		△17,624	△17,624
当期純損失(△)					△187,913		△187,913	△187,913
自己株式の処分			△2,639	△2,639		5,949	3,310	3,310
自己株式処分差損の振替			2,639	2,639	△2,639		—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	△208,177	5,949	△202,227	△202,227
2020年12月31日残高	365,280	345,280	—	345,280	165,431	△31,595	844,397	844,397

## 独立監査人の監査報告書

2021年3月4日

アルー株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 平山 謙二 ㊞  
業務執行役員

指定有限責任社員 公認会計士 前田 啓 ㊞  
業務執行役員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アルー株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アルー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

2021年3月4日

アルー株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 平山 謙二 ㊞  
業務執行役員  
指定有限責任社員 公認会計士 前田 啓 ㊞  
業務執行役員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アルー株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書

# 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年1月1日から2020年12月31日までの第18期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、毎月開催の監査役会において、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、監査役間で意見交換を行う他、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準及び監査役会規程に準拠し、監査の方針、監査計画に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し意思決定の過程及び内容を確認し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、随時質問及び意見を述べました。又重要な会議議事録及び稟議書類等の決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び内部監査室その他使用人等からその構築・運用について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から監査計画の説明を受け、協議を行うと共に、その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行については指摘すべき事項はなく、その整備・運用についても継続的な改善が図られているものと認めます。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。なお、会計監査人の職務が適正に実施されていることを確保するための体制については、指摘すべき事項は認められません。

2021年3月5日

アルー株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役	神	沢	學	印	
監 査 役	富	永	治	印	
監 査 役	和	田	健	吾	印

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

当社定款を以下のとおり変更したいと存じます。

#### 1. 提案の理由

当社の事業活動の現状に即し、事業内容の明確化を図るため、現行定款第2条(目的)に事業目的を追加するものです。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりです。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 (条文省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 教育コンテンツの製作・販売業務</p> <p>2. 教育的な見地から課外活動の場を提供するサービス事業</p> <p>3. 教育的な見地から補助学習及び技術習得の場を提供するサービス事業</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>4. <u>マルチメディア環境を利用した教育サービス事業</u></p> <p>5. 一般労働者派遣・職業紹介業</p> <p>6. <u>経営コンサルティング業務</u></p> <p>7. <u>教育事業者からの教育サービス企画・運営受託業務</u></p> <p>8. <u>旅行業法に基づく旅行業</u></p> <p>9. <u>損害保険代理店業</u></p> <p>10. <u>前各号に付帯する広告代理業</u></p> <p>11. <u>前各号に付帯する情報システムの開発・販売業務</u></p> <p>12. <u>前各号に付帯する一切の業務</u></p> <p>第3条～第39条 (条文省略)</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 教育コンテンツの製作・販売業務</p> <p>2. 教育的な見地から課外活動の場を提供するサービス事業</p> <p>3. 教育的な見地から補助学習及び技術習得の場を提供するサービス事業</p> <p>4. <u>コンピュータ及びコンピュータネットワークを利用した情報処理・情報提供サービス事業</u></p> <p>5. <u>ソフトウェアプロダクト及び関連ソフトウェアの研究開発及び流通業務</u></p> <p>6. <u>コンピュータ及び周辺機器の販売(レンタル・リースを含む)保守サービス事業</u></p> <p>7. <u>マルチメディア環境を利用した教育サービス事業</u></p> <p>8. 一般労働者派遣・職業紹介業</p> <p>9. <u>経営コンサルティング業務</u></p> <p>10. <u>教育事業者からの教育サービス企画・運営受託業務</u></p> <p>11. <u>旅行業法に基づく旅行業</u></p> <p>12. <u>損害保険代理店業</u></p> <p>13. <u>前各号に付帯する広告代理業</u></p> <p>14. <u>前各号に付帯する情報システムの開発・販売業務</u></p> <p>15. <u>前各号に付帯する一切の業務</u></p> <p>第3条～第39条 (現行どおり)</p>

## 第2号議案 補欠監査役1名選任の件

2020年3月27日開催の第17期定時株主総会において補欠監査役に選任された野口敏彦氏の選任の効力は本総会の開始の時までとされており、法令に定める監査役の数に欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴、地位及び重要な兼職の状況		所有株式数
のぐちとしひこ 野口敏彦	1981年 7月2日	2006年10月	柳田野村法律事務所 入所 (現 柳田国際法律事務所)	一株
		2012年10月	株式会社大和証券グループ本社 出向 (~2015年10月。以降、柳田国際法律事務所)	
		2017年2月	中島・宮本・溝口法律事務所 入所 (現職)	

(注) 1. 候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。

2. 野口敏彦氏は補欠の社外監査役候補者であります。

3. 野口敏彦氏が社外監査役として就任した場合、東京証券取引所に定める独立役員として届出を行う予定であります。

4. 社外監査役候補者の選任理由、社外監査役との責任限定契約について

(1) 社外監査役候補者の選任理由

野口敏彦氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士としての豊富な経験と法務全般に関する専門的な知見を有しており、その専門的な知見を活かし、当社の社外監査役として職務を適切に遂行できるものと判断したためであります。なお、野口敏彦氏は、社外役員になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

(2) 社外監査役との責任限定契約について

野口敏彦氏が社外監査役に就任した場合、当社は同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は、次のとおりであります。

- ・会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

- ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について、善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

5. 当社は監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である監査役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。当該保険は2021年12月に更新する予定であります。なお、野口敏彦氏が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者の範囲に含まれることとなります。

以上





## 株主総会会場ご案内図

### ■会場

東京都千代田区九段北一丁目13番5号  
ヒューリック九段ビル2階 本社カンファレンスルーム  
電話 (03) 6268-9791  
※前回と会場を変更しております。

### ■交通のご案内

- 東京メトロ東西線「九段下駅」  
7番出口より 徒歩0分
- 東京メトロ半蔵門線・都営地下鉄新宿線「九段下駅」  
3b出口より 徒歩2分

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本年の株主総会へのご出席はお控えいただき、同封の議決権行使書用紙による議決権行使を行っていただきますようお願い申し上げます。

